

各府省等法令窓口担当官 殿

内閣官房行政改革推進本部事務局

新旧対照表の方式による府省令等の改正について

本日の閣僚懇談会において、河野行政改革担当大臣から各大臣に対し、新旧対照表方式による国家公安委員会規則の改正（別添）について御紹介がありました。その趣旨は、法令改正の中には、改め文方式よりも新旧対照表方式で行うことにより、国民にとって改正内容が分かりやすくなるものがあると考えられるところ、法律・政令以外の府省令、規則、訓令又は告示については各府省等の御判断で改正方式を選択することが可能であることから、今後の府省令等の改正に当たっての参考例として示されたものですので、この際、当局からも御参考として周知いたします。

なお、併せて、御留意いただきたい点についても、下記のとおり、御連絡します。

記

- ・ 新旧対照表を用いた府省令等の改正は、国民にとっての分かりやすさに着眼したものであり、各府省等の御判断により選択いただくものであること。  
(注) 例えば、新旧対照表方式によって改正をした場合、改正時の資料枚数が改め文方式による場合に比して膨大となり、かえって改正内容全体の理解を妨げるような場合には、従来どおり改め文方式を選択することが可能であること。
- ・ 別添は、国家公安委員会（警察庁）が、当局等にも相談の上で作成したものであること。
- ・ 本件に関する御相談については、原則として下記担当へお問い合わせいただきたいこと（なお、別添の内容に関する御照会については、警察庁長官官房総務課企画参事官室へお問い合わせいただきたいこと。）。
- ・ 府省令等の改正に新旧対照表を用いる場合には、官報掲載の観点から、国立印刷局に対し、前広な情報提供と入稿手続等に関する事前の相談をしていただきたいこと。

内閣官房行政改革推進本部事務局 藤野  
電 話：03-6206-6709、03-5253-5349  
メール：[REDACTED]  
[REDACTED]

※メールの場合は上記双方のアドレスに送信願います。

第二百四十七条中、「それぞれ」の下に「船首隔壁より後方であつて、」を加え、同条第一号口中「当該外舷から七六〇ミリメートル」を「一次表上欄に掲げる貨物タンクの内容積に依じ、同表下欄に掲げる値」に改め、同号ロに次の表を加える。

摂氏二十度における貨物タンクの内容積(立方メートル)	距離(メートル)
一、〇〇〇以下	〇・八
一、〇〇〇を超え五、〇〇〇未満	〇・七五 + 〇・二Vc / 四、〇〇〇
五、〇〇〇以上三〇、〇〇〇未満	〇・八 + Vc / 二五、〇〇〇
三〇、〇〇〇以上	二・〇

備考 Vcは、摂氏二十度における貨物タンクの内容積(立方メートル)

第二百四十七条第二号イ中「七六〇ミリメートル以上の距離」を「前号ロに定める値以上の距離」に改める。

第二百四十九条を次のように改める。

第二百四十九条 削除

第二百五十三条第二項及び第三項を削る。

第二編第三章第二節第十七款中第二百五十五條の次に次の一条を加える。

(貨物の試料の採取)

第二百五十五條の二 貨物の試料を採取する場合は、次に掲げるところにより行なわなければならない。

- 一 船長の監督の下に行つこと。
- 二 作業者は、貨物の性状に応じた防護服を着用すること。
- 三 試料の採取前に、採取装置が正しく接続されていることを確認すること。
- 四 試料の採取後に、採取した場所の弁が閉鎖されていることを確認すること。
- 五 採取した貨物が外部に漏れないように行つこと。

第二百七十二條第一項中「第六百六十五條第二項」を「第六百六十五條第三項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同項中「貨物区域外」とあるのは「船尾楼前部」と、「の送水管が損傷した場合に当該損傷箇所への給水を遮断できる場所」に、ポンプの能力等を考慮して船舶の所在地を管轄する

(記録書の作成)

改正

後

- 第一条 警察署長は、次の各号のいずれかの措置をとつたときは、当該措置の結果その他必要な事項を記載した記録書を作成しなければならない。
- 一 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律(以下「法」という。)第四条第二項の規定による調査
  - 二 法第五条第一項の規定による検査
  - 三 法第六条第一項の規定による解剖
  - 四 法第八条第一項の規定による身元を明らかにするための措置
  - 五 法第十条第一項又は第二項の規定による死体の引渡し
- (関係行政機関に対する通報事項)
- 第三条 [略]
- 2 警察署長は、法第九条の規定による通報を行ったときは、通報記録書(別記様式)を作成しなければならない。

地方運輸局長が安全上差し支えないと認める間隔(水噴霧装置の送水管にあつては四十メートルを超えない間隔)とあるのは「四十メートルを超えない間隔」と読み替へるものとする。

第二百七十四条中「規定」の下に「同令」を、「第六十三條」の下に「の規定」を加え、「二、〇〇〇トン」を「二千トン」に改める。

規則

- 1 この省令は、平成二十八年七月一日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶(以下「現存船」という。)については、この省令による改正後の危険物船舶運送及び貯蔵規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
- 3 現存船であつて施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前項の規定にかかわらず、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長の指示による。

規 則

○国家公安委員会規則第五号  
警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律(平成二十四年法律第三十四号)第一条の規定に基づき、国家公安委員会関係警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十三日  
国家公安委員会委員長 河野 太郎

国家公安委員会関係警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行規則の一部を改正する規則

国家公安委員会関係警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行規則(平成二十五年国家公安委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に同一に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という)は、その標記部分が同一のものである当該対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正

正

前

(死体調査等記録書の作成)

- 第一条 警察署長は、法第四条第二項の規定による調査、第五条第一項の規定による検査、第六条第一項の規定による解剖又は第八條第一項の規定による身元を明らかにするための措置(次項において「調査等」という。)のうちいずれかを実施したときは、死体調査等記録書(別記様式第一号)を作成しなければならない。
- 2 警察署長は、前項の規定により死体調査等記録書を作成した後新たな調査等を実施したとき又は法第十条の規定により死体を引き渡したときは、当該死体調査等記録書に所要の事項を追加しなければならない。
- (関係行政機関に対する通報事項)
- 第三条 [同上]
- 2 法第九条の規定による通報を行ったときは、通報記録書(別記様式第二号)を作成しなければならない。

「様式を削る。」

(その2) 別記様式第 1 号 (別 1 条関係)

3 調査 (法第 4 条第 2 項)				
調査の日時 年 月 日 午 時 分から				
調査の場所				
調査の実施者				
立会医師等の氏名及び勤務先 (又は住居)				
調査の結果 (死体の外表・発見場所の調査、関係者からの聴取、立会医師等の意見等)				
4 検査 (法第 5 条第 1 項)				
検査項目	日 時	場 所	実 施 者	結 果

(用紙 日本工業規格 A 4)

(その1)

死 体 調 査 等 記 録 簿	
1 発見の状況	
発見者 (住居、職業、氏名及び年齢)	
発見日時	年 月 日 午 時 分
発見場所	
発見時の状況	
届出者 (住居、職業、氏名及び年齢)	
届出日時	年 月 日 午 時 分
届出機関	
2 死亡者	
死亡の日時 (不明のときは、推定)	年 月 日 午 時 分
死亡の場所 (不明のときは、推定)	
本籍 (四捨)、住居、職業、氏名、年齢及び性別 (不詳のときは、人相、体格、推定年齢、特徴、着衣等)	
所持品	

(用紙 日本工業規格 A 4)

(その4)

7	検索 検案医師の氏名及び勤務先（又は住居）  検索結果
8	身元を明らかにするための措置（法第8条第1項） 実施の日時 年 月 日 午 時 分 実施の場所  実施者の氏名（医師等の場合は、氏名及び勤務先（又は住居））  措置の内容及び結果
9	引渡し（法第10条） 引渡日時 年 月 日 午 時 分 引渡実施者  引取者（住居、職業、氏名、年齢及び死亡者との続柄）  死因等の説明（説明内容、説明に対する引取者の申出等）
10	備考

記載要領 1 不要な欄は、斜線で消すこと。  
2 必要に応じて写真、図面等を添付すること。

(用紙 日本工業規格A4)

(その3)

5	解剖（法第6条第1項） 解剖の要否（解剖を要する場合は、その理由（法医学の専門家等の意見を含む。））    遺族に対する説明 説明の日時 年 月 日 午 時 分から 分までの間 説明の場所 説明者  説明対象者（住居、職業、氏名、年齢及び死亡者との続柄）  解剖の日時 年 月 日 午 時 分から 分までの間 解剖の場所 委託先の法人等 解剖医の氏名  解剖所見
6	死因についての総合判断

(用紙 日本工業規格A4)

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別記様式(第3条関係)

通報記録書	
1 通報日時	年 月 日 時 分
2 通報実施者	
3 通報先	
4 通報した内容	

(用紙 日本工業規格A4)

別記様式第2号(第3条関係)

通報記録書	
1 通報日時	年 月 日 時 分
2 通報実施者	
3 通報先	
4 通報した内容	

(用紙 日本工業規格A4)

附則

- この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- この規則による改正後の国家公安委員会関係警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に關する法律施行規則第三条第二項に規定する通報記録書の様式については、同規則別記様式の様式にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

告 示

○内閣府告示第二十五号  
 地域再生法(平成十五年法律第二十四号)第五  
 条第十六項の規定に基づき、平成二十八年三月十  
 五日付けで地域再生計画を認定したので、次のと  
 おり公示する。  
 平成二十八年三月二十三日  
 内閣総理大臣 安倍 晋三

- 地域再生計画の作成主体の名称 宮城県刈田郡七ヶ宿町
- 地域再生計画の名称 みんなが住みたい「住み心地100点」のまちづくり計画
- 地域再生計画の区域の範囲 宮城県刈田郡七ヶ宿町の全域
- 基本方針(地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。)に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成

○内閣府告示第二十六号  
 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第五  
 条第十六項の規定に基づき、平成二十八年三月十  
 五日付けで地域再生計画を認定したので、次のと  
 おり公示する。  
 平成二十八年三月二十三日  
 内閣総理大臣 安倍 晋三

- 地域再生計画の作成主体の名称 秋田県
- 地域再生計画の名称 秋田県地域地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト
- 地域再生計画の区域の範囲 秋田県の全域
- 基本方針(地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。)に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成

○内閣府告示第二十七号  
 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第五  
 条第十六項の規定に基づき、平成二十八年三月十  
 五日付けで地域再生計画を認定したので、次のと  
 おり公示する。  
 平成二十八年三月二十三日  
 内閣総理大臣 安倍 晋三

- 地域再生計画の作成主体の名称 長井市
- 地域再生計画の名称 水と歴史と公共交通を活かす 最上川「山の港町」長井市地域再生計画
- 地域再生計画の区域の範囲 長井市の全域
- 基本方針(地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。)に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの(番号については、基本方針に定めるところによる。) 中心市街地活性化基本計画の認定の事例(四の五⑩)及び地域公共交通確保維持改善事業(四の六)

○内閣府告示第二十八号  
 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第五  
 条第十六項の規定に基づき、平成二十八年三月十  
 五日付けで地域再生計画を認定したので、次のと  
 おり公示する。  
 平成二十八年三月二十三日  
 内閣総理大臣 安倍 晋三

- 地域再生計画の作成主体の名称 福島県
- 地域再生計画の名称 福島県地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト
- 地域再生計画の区域の範囲 福島県の全域
- 基本方針(地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。)に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの(番号については、基本方針に定めるところによる。) 地方における本社機能の強化を行う事業者に対する事例(四の五⑩)

○内閣府告示第二十九号  
 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第五  
 条第十六項の規定に基づき、平成二十八年三月十  
 五日付けで地域再生計画を認定したので、次のと  
 おり公示する。  
 平成二十八年三月二十三日  
 内閣総理大臣 安倍 晋三